



湖国から見た明治維新③

白熱する滋賀県会

明治二十年代

県民を代表する県会や

県を代表する知事の

ゆずれぬ論戦が繰り広げられる

その結末が...

県会解散ヲ命ズ!

「旧県会議事堂内部」(「滋賀県議会百年」)

滋賀県県政史料室 県庁新館3階県民情報室内 Tel 077-528-3126 平成30年7月23日(月)～10月18日(木)

平成三十年(二〇一八)は、明治元年(一八六八)から満一五〇年の年に当たります。そこで、今年の展示企画では、全四回にわたって、明治時代の滋賀県政の歩みを振り返ります。

第三回にあたる今回は、大事件が頻発した明治二十年代の滋賀県を取り上げます。

明治二十二年公布の大日本帝国憲法により、日本の議会制度は法的な位置が確立し、翌二十三年には帝国議会が開設されます。これ以降、議員は国民の代表として、政府との攻防を繰り広げていきました。明治十二年から開設されていた滋賀県会でも、この頃から活発な議論が目立つようになります。中でも県庁移転問題では、当時新築したばかりの県庁があった大津町と、旧城下町の彦根町との間で激しい論争が繰り広げられ、県会の決議は二転三転することとなります。また、坂田・東浅井両郡の分合をめぐる議論では、議論の收拾がつかず内務大臣より県会解散命令が下されるという「前代未聞」の事件へと発展します。

この白熱する県会をはじめ、日本中を揺るがせた大津事件や琵琶湖疏水の開削、東海道線全通など、県史に残る出来事を公文書によりご紹介します。

【展示概要】

期間 平成三十年七月二十三日(月)～十月十八日(木)
 日時 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
 午前九時～午後五時
 会場 県政史料室(滋賀県庁新館三階 県民情報室内)
 内容 滋賀県歴史的文書等二十八点(複製含む)

